平成２１年（フ）第１２１号
高知県須崎市押岡2695番地13
債務者　西地　増美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第２７４３号
福岡市西区野方５丁目22番18号
債務者　皆川　京子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５９号
福岡県飯塚市柏の森945番地１　エイルヴィラベルクレール柏の森Ⅲ501号
債務者　坂口　順子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１６８号
福岡県飯塚市太郎丸827番地３
債務者　西本ひさえ
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第４２２号
福岡県久留米市南４丁目27番20―903号
債務者　小河　達也
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４２７号
福岡県久留米市国分町1578番地３　神代ハイツ302号
債務者　綾香　博喜
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３８号
長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷317番地３
債務者　浦本　和見
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第４１号
長崎県対馬市上対馬町小鹿63番地12、前住所長崎県上県郡上対馬町大字小鹿519番地
債務者　濱辺有美子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第６９２号
大分市大字迫654番地の１　ビューハイツ迫206
債務者　後藤美智子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２１６号
宮崎県都城市志比田町5735番地５
債務者　北原真優美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２２７号
宮崎県都城市一万城町62号２番地　アクティハウスⅠ101
債務者　兒玉千代子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２２８号
宮崎県都城市一万城町62号２番地　アクティハウスⅠ101
債務者　兒玉八代子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２７２号
宮崎県延岡市無鹿町１丁目2031番地46
債務者　橋本　悟
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第５８７号
鹿児島県鹿児島市上福元町5890番地１　市住2025号
債務者　永里八千代
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６６２号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡３丁目28番14号　ツインコーポ101号
債務者　永井　隆
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６８９号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目２番12号　川路アパート202号
債務者　谷川　博征
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９４号
鹿児島県鹿児島市石谷町1751番地33
債務者　原之下えち子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係